

介護予防・日常生活支援総合事業の 請求について

東京都国民健康保険団体連合会
介護福祉部介護システム担当

【サービスの類型(多様化するサービスの典型例)について】

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6月の短期集中で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

※国保連合会で審査支払を行うのは、点線で囲んだサービスのみです。

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

※国保連合会で審査支払を行うのは、点線で囲んだサービスのみです。

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

【介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について】

○訪問型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内 容
1	A1	訪問型サービス（みなし）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
2	A2	訪問型サービス（独自）	介護保険者が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
3	A3	訪問型サービス（独自/定率）	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	A4	訪問型サービス（独自/定額）	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

○通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内 容
1	A5	通所型サービス（みなし）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
2	A6	通所型サービス（独自）	介護保険者が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
3	A7	通所型サービス（独自/定率）	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	A8	通所型サービス（独自/定額）	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

○その他の生活支援サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内 容
1	A9	その他の生活支援サービス（配食/定率）	配食サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
2	AA	その他の生活支援サービス（配食/定額）	配食サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
3	AB	その他の生活支援サービス（見守り/定率）	見守りサービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	AC	その他の生活支援サービス（見守り/定額）	見守りサービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
5	AD	その他の生活支援サービス（その他/定率）	その他サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
6	AE	その他の生活支援サービス（その他/定額）	その他サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。

【地域区分について】

1級地	東京都23区
2級地	狛江市・多摩市
3級地	八王子市・武蔵野市・府中市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・国分寺市・鶴城市・西東京市
4級地	立川市・昭島市・東村山市・国立市・東大和市
5級地	三鷹市・青梅市・清瀬市・東久留米市・あきる野市・日の出町
6級地	福生市・武蔵村山市・羽村市・奥多摩町
7級地	瑞穂町・檜原村
その他	大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村

【インタフェース仕様書都道府県版より】

※32 サービス種類が訪問型サービス(A1)、通所型サービス(A5)については、事業所の所在地に相当する地域区分を設定する。

サービス種類が訪問型サービス(A2～A4)、通所型サービス(A6～A8)については、登録保険者の所在地に相当する地域区分、または「5:その他」(10円)を設定する。

サービス種類がその他の生活支援サービス(A9～AE)については、登録保険者の所在地に相当する地域区分以下の地域区分を設定する。

【注意点】サービス種類により設定する地域区分が異なります。誤った地域区分ではエラーとなりお支払ができません。ただし、住所地特例対象者の場合は受給者台帳に設定した住所地特例の施設所在地の地域区分となります。

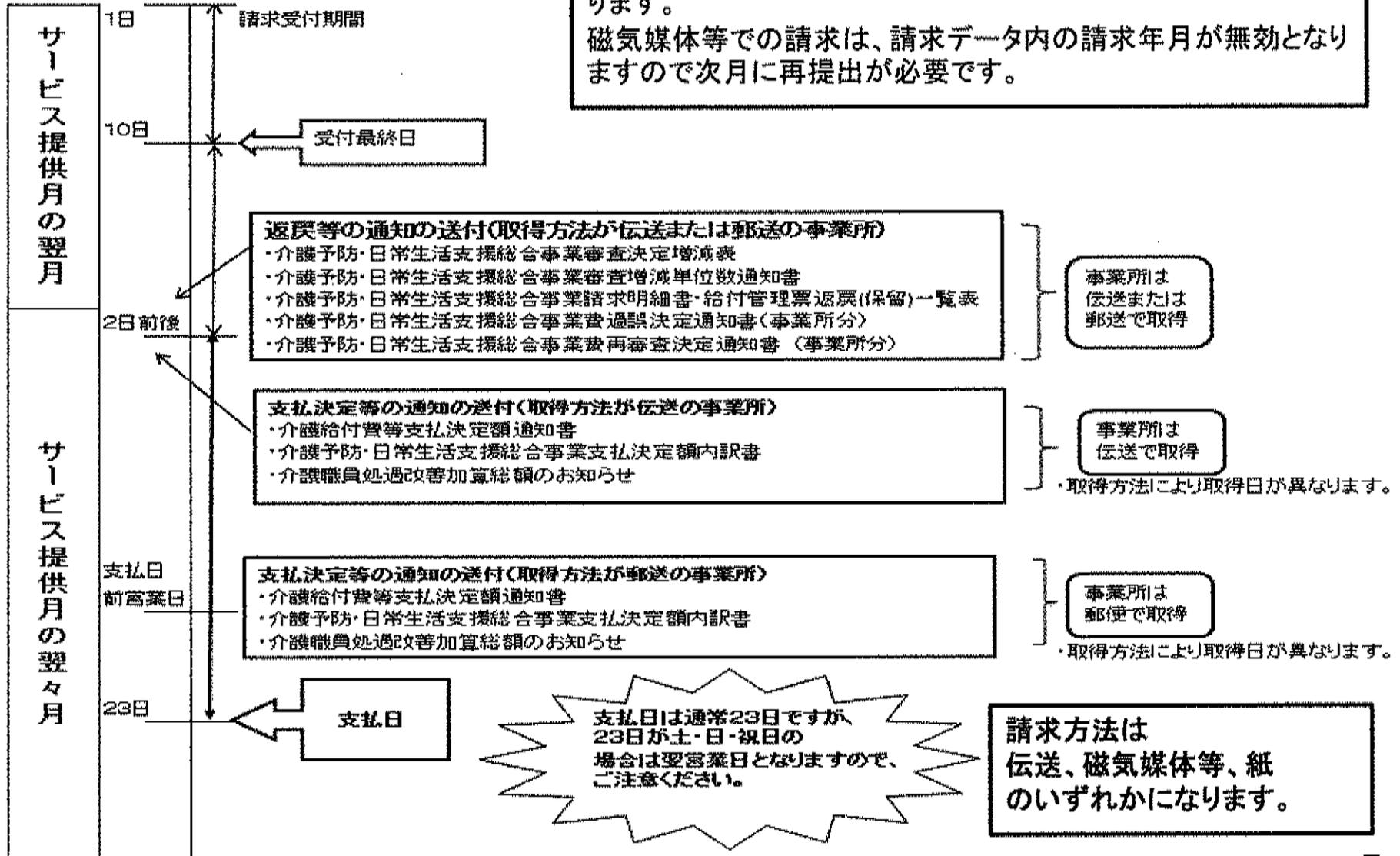
【国保連合会の処理日程(事業所の請求から事業費の支払まで)】

《国保連合会の処理日程》

事業所の請求から事業費支払まで

*** 郵送での提出は、10日必着です！**

10日を過ぎて届いたものは、紙での請求は、次月請求扱いとなります。
磁気媒体等での請求は、請求データ内の請求年月が無効となりますので次月に再提出が必要です。



【介護給付費等支払決定通知書について】

介護給付費等支払決定額通知書

平成27年 9月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	1370000000
-------	------------

金額	200,000
----	---------

◆◆銀行

東京支店

平成 27年 10月 23日
東京都国民健康保険連合会

介護給付費等支払決定額通知書は
介護給付費支払額100,000円と介護予防・日常生活
支援総合事業費支払額100,000円を合計した金額
の200,000円を指定口座へお振込みいたします。

振込金額内訳

介護給付費支払額	100,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	100,000
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	0
介護給付費等合計	200,000

【介護職員処遇改善加算総額のお知らせについて】

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成27年 9月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額（保険給付分）は、右のとおりですので、お知らせいたします。

＜お知らせの内容について＞

- 1 このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号

金額 859,265

平成27年 10月 23日

東京都国民健康保険団体連合会

＜サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額＞

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	0	39 予防認知短期	0	79 複合型看小	0
12 訪問入浴	0	51 福祉施設	0	A1 訪問型みなし	0
15 通所介護	446,434	52 老健施設	0	A2 訪問型独自	0
16 通所リハ	0	53 医療施設	0	A5 通所型みなし	6,582
21 短期生活	0	54 地域福祉施設	0	A6 通所型独自	0
22 短期老健	0	61 予防訪問介護	0		
23 短期医療	0	62 予防訪問入浴	0		
24 予防短期生活	0	65 予防通所介護	31,876		
25 予防短期老健	0	66 予防通所リハ	0		
26 予防短期医療	0	68 小多機能	0		
27 特定施設短期	0	69 予防小多機能	0		
28 地域特定短期	0	71 夜間訪問介護	0		
32 認知症型	0	72 認知症型通所	374,373		
33 特定施設	0	73 小規模多機能	0		
35 予防特定施設	0	74 予防認知通所	0		
36 地域特定施設	0	75 予防多機能型	0		
37 予防認知症型	0	76 定期巡回随時	0		
38 認知症型短期	0	77 複合型看小	0		
				合計	859,265

介護職員処遇改善加算総額のお知らせは
A1・A2・A5・A6のサービスで処遇改善加算の請求が
あった場合のみお知らせに集計されます。

※上記以外のサービスは、市町村の規定する処遇改善
加算のサービスコードのため集計されませんのでご了承
ください。

【処遇改善加算について】

No.	サービス種類コード	サービス種類名	処遇改善加算の設定
1	A1	訪問型サービス(みなし)	加算率から処遇改善加算を設定
2	A2	訪問型サービス(独自)	加算率から処遇改善加算を設定
3	A5	通所型サービス(みなし)	加算率から処遇改善加算を設定
4	A6	通所型サービス(独自)	加算率から処遇改善加算を設定



例

サービスコード	内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
訪問型サービス I	A11111		1168	1	1168
介護職員処遇改善加算 I	A16270		100	1	100

※国で規定しているサービスコードの処遇改善加算は
 $1168 \times 86 / 1000$ (処遇改善加算の加算率) = 100.448 (四捨五入)
 ⇒加算率から算出した100を設定

No.	サービス種類コード	サービス種類名	処遇改善加算の設定
5	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
6	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
7	A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
8	A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
9	A9	その他の生活支援サービス(配食/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
10	AA	その他の生活支援サービス(配食/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
11	AB	その他の生活支援サービス(見守り/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
12	AC	その他の生活支援サービス(見守り/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
13	AD	その他の生活支援サービス(その他/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
14	AE	その他の生活支援サービス(その他/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定



例

サービスコード	内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
訪問型サービス I	A31001		1150	1	1150
介護職員処遇改善加算 I	A31100		45	1	45

※市町村が定めたA3等の処遇改善加算は、
 市町村が規定した単位数(例45)を設定する。

【介護予防・日常生活支援総合事業における公費の取扱いについて】

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF
	訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(独自定率)	訪問型サービス(独自定額)	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自定率)	通所型サービス(独自定額)	その他の生活支援サービス(配食定率)	その他の生活支援サービス(配食定額)	その他の生活支援サービス(見守り定率)	その他の生活支援サービス(見守り定額)	その他の生活支援サービス(その他定率)	その他の生活支援サービス(その他定額)	介護予防ケアマネジメント*
12 生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 中国残留	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81 原爆助成	○	○			○	○									
58 全額免除	○	○													

○印は請求が可能な公費